

# 柏町団地生活のしおり



立川柏町住宅団地管理組合法人  
評議会

立川柏町住宅団地管理組合法人 理事会・評議会では  
居住者の皆様と共に快適な生活を送っていただけるよう、  
日頃から良好な生活環境の維持に努めております。

集合住宅での共同生活を営むにあたっては、  
共有すべきルールが必要であり、

この「柏町団地生活のしおり」は、必ず知っておいてほしい  
柏町団地での生活上のルール、各種申請方法、注意事項等を  
**立川柏町住宅団地管理組合法人規約・細則集**から  
簡単にまとめたものです。

「みんなで運営、みんなで管理」のもと、  
みなさん一人一人が  
お互いの生活を尊重し思いやりをもてる、  
明るく住み良い柏町団地にしていただけるよう、  
ご協力の程よろしくお願いいたします。



## ✚ 管理事務所について

管理組合の事務業務(各種申請等)を行います。  
受付時間は下記の通りです

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで  
(12時から午後1時まで閉所)

土曜日 午前9時～午後12時まで

※日曜祝日および年末年始は休業となります。

電話 536-6761 Fax534-3455

## ✚ 入居・転居時の手続きについて

入居の際は入居者名簿を管理組合宛に提出してください。  
また、入居後の移動、長期不在、転居の際にも届出をお願いします。

入居・転居の際は、集団生活での必要業務を円滑に行うため、  
また居住者の安全(防犯)のため、階段居住者及び棟の評議委員に  
必ず挨拶をお願いします。

## ✚ 住宅内のリフォームについて

共同住宅のため、リフォームは隣接の住戸及び棟全体への影響があり。  
必ず管理事務所に届け出をし、事前に理事会の承認を得てください。  
管理事務所にあるリフォームガイドに申請様式や決まりごとが記載  
されていますので各自ご確認ください。

(共有部のリフォームはできません。)

## ✚ ペットの飼育について

必要書類を事務所に提出してください。

詳細は立川柏町住宅団地管理組合法人細則集にある動物飼育細則を  
お読みください。

## ✚ 居住者専用駐車場の利用について

### <居住者用>

利用できる自動車は1戸につき1台。

重量2300kg以内、長さ5m以内、幅1.9m以内(ドアミラー収納時)。

利用を希望される場合は、管理事務所にて、利用申込書に必要事項を記入の上、管理組合宛に提出してください。理事会にて適否を決定いたします。

尚、3年毎に申込更新があり、申込みが駐車可能台数を上回った場合は抽選となります。

詳細は立川柏町住宅団地管理組合法人細則集にある駐車場経営細則をお読みください。

### <来客用>

#### 平日

管理事務所の開いている時間に申し込みをします。

電話での申し込みの際は、空き時間を確認し受付ナンバーを車外から確認できる場所に掲示し、指示にしたがって駐車してください。

#### 休日

管理事務所ポスト前にかけてある時間割の表で空き日時を確認し、使用時間を記入し来客用駐車場利用者メモにも必要事項を記入して、半券はポストに投函してお申し込みください。

**変更がある場合は必ず再提出をお願いします。**

利用後は、来客用駐車場利用者メモが領収書となりますので、速やかに管理事務所へ持参して精算ください。

**来客用駐車場利用者メモは車外から確認できる場所に掲示してください。**

#### 来客用駐車場利用料金

1時間以内	100円
2時間以内	200円
3時間以内	300円
3時間を超え24時間以内	700円



## ✚ 自転車の駐輪、その他について

管理事務所で所定のシールを受け取り、車体の見えやすい部分に貼り付けて各棟のルールに従い駐輪してください。

入口スペースは駐輪禁止です。折りたたみ型乳母車や子供用運動具等、また、高齢者の押し車や車いすなど個人のもは置かないようにお願いいたします。

ただし、必要な場合は状況に応じて階段居住者全室の了解を得て置いてください。基本的には入口スペースや各階段踊り場は避難通路になる為、物を置かないでください。

## ✚ 集会所の使用について

使用時間 午前9時～午後10時まで

申込は原則として、使用する日の属する月の前月1日から可能。

同一の期日または同じ時間に2件以上の申し込みがあった時は先に申し込みをされた方が優先されます。

尚、特定の政治活動及び宗教活動の為の使用はできません。

物品販売をする場合は理事会の許可を取ってください。

詳細は立川柏町住宅団地管理組合法人細則集にある集会所経営細則をお読みください。

1時間の利用料金	第一集会所	第2集会所
居住者及び同居家族の冠婚葬祭での使用	無料	無料
官公庁が行う居住者のための行政催事使用	無料	無料
居住者の親睦を目的とする行事	200円	200円
居住者の親睦を目的とした各教室	600円	600円
居住者の展示物品販売	1000円	1000円
外部業者の展示物品販売	1500円	1500円

## ✚ ごみの出し方について (10ページからご参照ください)

## ✦ 階段当番について

### 階段当番の仕事とは

同じ階段に住んでいる住人の**窓口**であり、  
棟の評議委員の**補佐**をする仕事です。

- 評議会、管理組合その他の各種団体からのお知らせを階段の各世帯に回覧板でお知らせし、必要によっては掲示もします。  
※期日記入のある掲示物は階段当番又は評議委員が終了日後に外してください。期日記入のない物は評議委員が外します。
- 空き家以外の階段の住人全員が回覧し終わりましたら、評議委員に回覧物を戻します。  
※必ずサインや捺印の確認をお願いします。
- 階段の中で問題が生じた際は、まずは階段当番と話し合い、階段のなかで解決できなかった場合は評議委員に相談してください。

階段当番引き継ぎ時には、必ず階段で決まっている当番期間と当番順番を伝えてから引き継ぎをしてください。



## ✚ 緑化デーについて

毎月第3日曜日8時から9時(強制の業務ではありません)  
雨天時の判断は評議委員に一任しています。

一緒に住んでいる棟の親睦やコミュニケーションを図る為に設けられた日です。棟の植栽手入れや草刈り、毎日使っている階段の清掃をしたりします。(特に1階は全居住者が使用しています)  
また評議委員が必ずいる日なので、棟での問題や決め事の話し合いをしたり、評議会への意見や提案を伝えることができる日でもあります。

- 棟北側低木の刈り込みについては基本的に棟で行うことになっています。(棟の方方で決めてください)
- 電動トリマー、ブロワーは事務所に貸し出ししています。  
緑化デーで使う際は管理事務所に予約をお願いいたします。

## ✚ 団地の行事について

団地居住者の方々の親睦がはかれるように管理組合、評議会、各グループの実行委員が主催開催します。ぜひご参加ください。

## ✚ 団地内グループ活動について

年代や趣味等に応じて団地内には様々なグループがあり、それぞれに活動をしています。詳しくは管理事務所に確認ください。

## ✚ 要望について

修理やその他要望につきましては、管理事務所で「連絡・依頼票」に号棟・号室、氏名・連絡先・内容等を記入して提出してください。  
**記名の無いものについては、一切取り扱いは致しません。**

## ✚ 理事会について

管理組合の役員(理事)として、予算を策定し。承認に基づき(年間予算は年次総会で承認を得る)責任を持って執行します。任期は2年(2期まで)。毎年、役員選出委員会が中心となり、該当する棟から候補が選出された後、ブロック会議で承認され、年次総会での承認を得て決定されます。  
※各棟ごとに役員選出のルールがあるので確認してください。

**所有者は原則として必ず順番が回ってきます。**

## ✚ 専門委員会について

専門的、継続的の案件について理事会だけでは対応するのが困難な場合。「専門委員会」を設置して専門的継続的に協議検討し、管理組合業務をサポートします。

## ✚ 評議会について

評議委員として団地内の自治会的な役割を担い、居住者間のコミュニティの形成をはかります。イベントや季節の行事では中心的役割を果たす他、棟の身近な問題なども取り上げて検討します。

任期や選出についての**詳細は立川柏町住宅団地管理組合法人細則集にある評議会運営細則をお読みください。**

### 評議委員会

☎ 042-536-6761 (管理事務所)

kashiwacho . danchi . hyougikai @ gmail . com





## おわりに

団地のような集合住宅では、

お互いのことを思いやり、「お互い様」の気持ちで暮らしていくことが必要となってきます。現代においては煩わしく感じることもあるかもしれませんが、お互いを気遣いあって関わっていくのが団地の良いところでもあります。

各棟それぞれの性格や雰囲気の違いはあるとは思いますが、日常のあいさつなどコミュニケーションをとりながら、

楽しく快適に過ごしていきましょう。

平成27年6月

改定 令和 5年6月

号棟          号室

名前 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

アレルギー \_\_\_\_\_ 持病 \_\_\_\_\_

### 緊急連絡先

名前	電話	住所

### 医療機関

かかりつけ医	電話

### 関係機関連絡先

勤務先		
保険		

メモ



# 柏町団地ごみの出し方について

指定日に各棟に備え付けてある棟のごみ置き場に、  
**できるだけ当日にだしてください。**

※月曜日回収のプラスチックゴミはごみ袋に号棟号室の記入をお願い致します。また、分別がされていないと回収してもらえないので間違えないように気を付けてください。分別などの詳しい内容は、立川市3地区資源ごみとごみ収集カレンダーをお読みください。

## 燃えるごみについて

### 生ごみについて

**生ごみは水分をしっかりと切ってから燃えるごみ回収日当日に出してください。**  
回収当日以外に出すと、ネズミやゴキブリなどが発生したり異臭が漂い、  
ごみ置き場に近い居住者に迷惑がかかります。

**燃えるごみ回収日の朝にカラス除けネットが設置されていない時は、カラスにごみが散らかされないようにするため、ごみ箱ボックスの中にしまうか、各ごみ置き場に常備されているカラス除けネットを各自でかけるようお願いします。**

**必ず！！立川市指定の有料ごみ袋で出してください。**  
よろしくお願ひ致します。



ごみの出し方を間違えてしまった際は、市からの警告と評議会からの札（下記のもの）が貼られますので、必ず出し直しをしてください。（QRコードも表記してありますのでご利用ください）

この**ごみ**は出し方が違うので  
回収されません！  
出し直しをお願い致します。





## プラスチックごみについて

月曜日に出すプラスチックごみは分別ができていないと収集してもらえません。そのまま棟に溜まっていくこととなりますので、プラスチックごみを出す際は分別をしっかりとお願い致します。

**商品が入っていた容器や、商品を包装していたプラスチック類**  
(例:食品容器・トレー、洗剤容器など)

目印はプラマーク▶



**発泡スチロールはプラマークがあっても、  
製品プラスチックの日に出してください。**

## 製品プラスチック

プラマークのないプラスチックのみでできた製品で、容器包装プラスチック以外のプラスチック類(例:バケツ、かご、プラスチック製食器・保存容器など)および発泡スチロール。



**柏町団地では  
袋に号棟号室を書くルールになっています  
必ず記入をお願い致します。**





## ダンボール・新聞紙・雑誌について

前原紙業行のパウチが貼ってある扉のごみ置き場に変更しました。  
回収日は毎月第1・3日曜日です。階段下に置かずに「ごみ置き場」  
をお願いします。第5週がある場合がありますので、ごみ置き場は整頓してご  
利用下さい。ご協力の程よろしくお願いいたします。

### ※各社新聞を購読の皆様へ

新聞紙をためるとかなりの重さになります。

身体に不自由のある方は無理をせずに！自身が一番だしやすい方法でだ  
してください。契約している新聞社(センターや配達の人や集金の人)に連絡  
をし、新聞を運べない理由を話して回収をお願いすると指定日や集金時に  
玄関まで取りに来てくれます。

各社対応が異なりますので、各自でのご連絡をお願い致します。

分別が分からない場合は立川市役所HP  
ゴミの出し方・分別ページを参照ください。

## 立川市 ごみ分別辞典

立川市では、市民の皆様が資源とごみの分別方法や出し方を簡単に検索できる、ごみ分別辞典サイトの提供を開始しました。調べたい品名・キーワードを入力して検索することが出来ます。「詳細」を押していただくと、分別方法などが表示されます。またスマートフォン向けに便利な機能を多数搭載した「たちかわごみ分別アプリ」も配信しておりますのでご活用ください。



「たちかわごみ分別アプリ」は、資源とごみの収集日、出し方、出すときの注意点等を簡単に確認できるスマートフォン・タブレット端末向けアプリです。「ごみの分別方法がわからない」「収集日を忘れてしまった」そんなときには、ぜひアプリをご利用ください

- 対応 OS : AndroidOS2.3 以降、iOS8 以降（一部非対応の端末があります。）
- アプリの利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。



住み良い団地環境維持の為  
ご協力の程よろしくお願い致します。